平成２４年（フ）第５９９２号
東京都世田谷区豪徳寺２丁目２－１
債務者　遠藤　博樹
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木英乃
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９９３号
東京都世田谷区豪徳寺２丁目２－１
債務者　遠藤　　緑
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木英乃
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０２５号
東京都町田市能ヶ谷４丁目18―17
債務者　園部　正行
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平越　　格
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０４６号
東京都小金井市緑町１丁目６―41
債務者　鴨下　正巳
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田弘一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０７０号
埼玉県所沢市和ケ原１―184―８―106、住民票上の住所東京都立川市砂川町４丁目53―10―102
債務者　金子　　満
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八掛　順子
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月24日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８８６号
神奈川県横浜市緑区長津田７丁目17―16―103
債務者　永田　貴照
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　雄健
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月30日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０５４号
神奈川県相模原市南区東林間８丁目９―14
債務者　戸張　正雄
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　綱之
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月30日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０５６号
埼玉県川越市新富町１―18―７　Ｒ３ＫＡＷＡＧＯＥ５－Ａ、住民票上の住所埼玉県川越市西小仙波町２丁目25―12
債務者　間坂　信彦
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西岡　弘之
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月30日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８１２号
茨城県牛久市牛久町3097―６
債務者　櫻井　正彦
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　靖子
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月31日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６１号
横浜市青葉区市ケ尾町1607番地　かえで荘103号
債務者　菅野　勝美
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　　津
4　破産債権の届出期間　平成24年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月３日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３４号
東京都八王子市下恩方町566番地106、住民票上の住所東京都八王子市暁町１丁目23番17―206号
債務者　高足　明夫
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島　　弘毅
4　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５９２１号
東京都大田区萩中１丁目５―24―101
債務者　金輪　大地
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國塚　道和
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０６２号
神奈川県横浜市中区本牧原21―３―410
債務者　山本　憲治
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　権田　修一
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０６３号
神奈川県横浜市中区本牧原21―３―410
債務者　山本　瑞代
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　権田　修一
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
東京地方裁判所民事第20部